令和７年（フ）第５０号
滋賀県長浜市祇園町682番地１　ブリリアントⅡ　202号室、前住所滋賀県長浜市十里町265番地21
破産者　山崎　　徹
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所長浜支部破産係

令和８年（フ）第３５号
滋賀県長浜市平方町720番地１　エクセルハイツ参番館　201号室
破産者　出口　静也
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所長浜支部破産係

令和８年（フ）第５３号
福岡県飯塚市大分1487番地１　市営長楽寺団地住宅２棟116号
破産者　村上　聖奈
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

令和８年（フ）第４９２号
北九州市小倉北区須賀町１番30号（A102)、前住所北九州市小倉北区下到津４丁目９番27―301号
破産者　大石　明莉（旧姓角屋・石山）
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第５１６号
北九州市小倉北区片野新町１丁目８番11号、前住所北九州市小倉北区片野４丁目17番10号
破産者　末次印刷こと　末次　康一
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第５７４号
北九州市小倉北区香春口２丁目３番１―1301号
破産者　小池　翔大
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第５８１号
北九州市小倉北区東篠崎１丁目11番１―504号
破産者　中村　正昭
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和７年（フ）第６２７号
鹿児島市谷山中央４丁目173番地、前住所鹿児島県姶良市加治木町木田5344番地24
破産者　有川　翔太
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第４４号
鹿児島市宇宿１丁目41番20号　パルセ宇宿301号、前住所福岡県北九州市戸畑区丸町二丁目10番９号
破産者　平城　稜彦
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

令和７年（フ）第６９１号
熊本県合志市御代志1419番地12、住民票上の住所熊本市中央区花畑町13番29号　喜三遊ビル６階
破産者　内村竜之助
１　決定年月日　令和８年10月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和７年（フ）第９２号
鹿児島県姶良市東餅田1162番地15　コーポキャラウェイ202号、開始決定時の住所鹿児島市清和３丁目25番２号
破産者　古江　功二
１　決定年月日　令和８年10月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和７年（フ）第６３８号
鹿児島県日置市伊集院町妙円寺一丁目75番地県営妙円寺団地１棟124
破産者　竹元　史朗
１　決定年月日　令和８年10月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和６年（フ）第１３５８号
宮城県宮城郡利府町加瀬字野中沢74番地28、従前の住所仙台市青葉区二日町３番28―2202号
破産者　阿部　寿弘
１　決定年月日　令和８年10月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和７年（フ）第８３９号
宮城県名取市ゆりが丘一丁目15番地の３
破産者　延生　一雄
１　決定年月日　令和８年10月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１０８号
仙台市宮城野区平成１丁目４番15号　アニヴェルセル101
破産者　玉井　清龍
１　決定年月日　令和８年10月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第３２０号
さいたま市緑区東浦和９丁目18番地11　ファミリーマンション304号
破産者　杉山　幸裕
１　決定年月日　令和８年10月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第４５号
広島市南区的場町２丁目３番23号
破産者　谷口　大気
１　決定年月日　令和８年10月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部